



島根県報

平成16年 3 月30日 (火)

号外 第 39 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

職員の互助会に関する規則

(職 員 課)

公布された条例等のあらまし

職員の互助会に関する条例施行規則 (規則第26号)

1 規則の概要

- (1) 条例第 5 条の助成を行うため、条例第 2 条第 1 号に掲げる職員 (以下「第 1 号職員」という。) をもって組織する互助会であって、条例の目的を達成するために適当であると認められるものをあらかじめ知事が指定することとした。 (第 2 条第 1 項関係)
- (2) 知事の指定を受けた互助会が第 1 号職員に準ずる者をその会員としようとするときは、知事の承認を得るものとした。 (第 2 条第 3 項関係)
- (3) 助成の条件を定めることとした。 (第 3 条関係)

2 施行期日

平成16年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

職員の互助会に関する条例施行規則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第26号

職員の互助会に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の互助会に関する条例 (昭和38年島根県条例第16号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(互助会の指定等)

第 2 条 条例第 5 条の助成 (以下単に「助成」という。) を行うため、条例第 2 条第 1 号に掲げる職員 (以下「第 1 号職員」という。) をもって組織する互助会であって、条例の目的を達成するために適当であると認められるものをあらかじめ知事が指定するものとする。

2 知事は、前項の規定により指定した互助会 (以下「職員互助会」という。) が条例の目的を達成するために適当でないとき認められるときは、前項の規定による指定を取り消すことができる。

3 職員互助会が、条例の目的に支障のない範囲で第 1 号職員に準ずる者をその会員としようとするときは、知事の承認を得るものとする。

(助成の条件)

第3条 前条第3項の規定により職員互助会の会員になった者に係る経費は、助成の対象とはしない。

2 前項に規定するもののほか、助成の実施に当たっては、必要な条件を付することができる。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、職員互助会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。